



＜報道発表資料＞

県民生活部
消費生活支援センター
相談担当 篠谷、有山
直通 048-261-0978
E-mail: m4308774@pref.saitama.lg.jp

令和7年12月18日

特別電話相談「若者契約トラブル110番」を実施します

埼玉県消費生活支援センターでは、若者を狙った悪質商法の被害防止と解決支援を目的として、1月15日(木)、16日(金)、17日(土)の3日間、関東甲信越ブロック若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンとして、特別電話相談「若者契約トラブル110番」を実施します。

若者に関する消費生活相談では、「賃貸アパート解約時に高額な原状回復費用の請求をされた」「脱毛エステの契約をしたが十分な施術が受けられない」「害虫・害獣駆除サービスを依頼したら高額な請求を受けた」というものや、SNSや友人知人からの誘いなどをきっかけとした内職・副業などについての相談が多く寄せられています。

トラブルに遭わないためにも、契約における様々なルールを知り、冷静に判断する力を身につけていくことが大切ですが、今お困りのことがあったらすぐにご相談ください。

● 「若者契約トラブル110番」の概要

1 対象

県内在住、在学、在勤の30歳未満の若者に関する消費生活相談

2 相談実施日時・相談受付場所・電話番号

相談受付場所	1月15日(木) 9:00~16:00	1月16日(金) 9:00~16:00	1月17日(土) 9:00~16:00	電話番号
消費生活支援センター(川口)	○	○	○	048-261-0999
消費生活支援センター熊谷	○	○	—	048-524-0999

※ 消費者ホットライン【全国共通】188(いやや)でもご相談いただけます。

3 その他

この特別相談は、関東甲信越ブロック若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンの一環として実施するものです。さいたま市でも同期間（1月15日、16日、17日）キャンペーンを行っています。

«さいたま市 消費生活相談窓口»

消費生活総合センター Tel 048-645-3421 Fax 048-643-2247

浦和消費生活センター Tel 048-871-0164 Fax 048-883-4893

岩槻消費生活センター Tel 048-749-6191 Fax 048-749-6193